

2010

March

No.58

広島県農業会議だより

# がんばる農ひろしま

<http://h-kaigi.jp/>



【農業会議第90回総会】

広島県農業会議  
TEL 082-124-5451  
FAX 082-114-4146  
〒730-0046  
広島市中区大手町4丁目2番16号

- 1 農業会議第90回総会
  - 2 「農地制度実施円滑化事業費補助金」の活用について
  - 3 戸別所得補償制度モデル対策
  - 4 いきいき元気に頑張るひろしまの農業フェア
  - 5 生産者の取り組み
  - 6 農業委員会の取り組み
  - 7 農業委員の取り組み
  - 8 女性農業委員リレー
  - 9 地域で奮闘する担い手リレー
- 図書紹介  
編集後記

## 1 農業会議第90回総会



【農業会議第90回総会】

3月29日、広島市内において、広島県農業会議第90回総会を開催しました。

冒頭、滝口季彦会長が「戸別所得補償制度モデル対策の実施、農地制度の改革など、国の農政が大きく転換される中、平成21年12月15日にスタートした新たな農地制度を踏まえ、農業・農村の抱える課題解決を図るために、農業委員会系統組織の総力を挙げて、農地と担い手を守り活かす運動を展開していく」とあいさつし、地域農業の振興と農業・農村の活性化に取り組む決意を述べました。

また、湯崎英彦知事をはじめ、4名のご来賓から「農地制度の円滑な運用と担い手に対する経営支援など、地域農業の発展に向けた活動を強化し、今まで以上に農業委員会系統組織の役割を發揮してもらいたい」とご祝辞をいただきました。

総会では、「平成22年度事業計画や平成20年度の決算」など、12議案についての審議が行われ、原案どおり可決・決定されました。

農業会議としては、今回の総会決議を受け、平成22年度の事業計画や実施方針に基づき、市町農業委員会と一体となって、農業・農村を取り巻く情勢に対応しつつ、農地・担い手対策、さらには農業・農村の活性化対策に取り組んでいきます。

## 2 「農地制度実施円滑化事業費補助金」の活用について

本事業は、農業委員会が、改正農地法等により追加された事務等を、適切かつ円滑に実施するための措置された予算です。

農業委員会などによる、農地の利用関係の調整や事務等を、適切かつ円滑に実施できるよう、農地相談員の設置などに必要な経費が支援されるため、積極的にご活用ください。

## 農業委員会への支援

### 法令事務に関する活動

- 周辺の農地利用状況の確認(農地法第3条第2項第7号)
- 権利移動の許可取消し等による農地のあっせん(農地法第3条の2第3項)
- 相続等の届出の受理に係るあっせん措置(農地法第3条の3)
- 農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介(農地法第25条)
- 農地利用状況調査の実施(農地法第30条)
- 借賃の動向等農地情報の提供(農地法第52条)
- 農地基本台帳の整備(農地法第52条)
- 農地の訴訟等への対応

### 促進等事務に関する活動

- 農地の利用調整等の農業振興に関する相談活動等
- 改正農地法の周知活動
- 不在村地主の特定のための調査や特定した場合の直接面談
- 農地の出し手・受け手の堀り起こし活動のための座談会等の開催

### 研修会の開催

- 農地制度等研修会の開催



### 【主な補助対象経費】

- ◆ あっせん調査員の手当・旅費
- ◆ 農業委員会事務局事務補助員の賃金
- ◆ 農地相談員の手当
- ◆ 農地利用状況調査の調査員手当・旅費
- ◆ 研修会講師謝金、教材費、旅費、会場費
- ◆ 通信運搬費 等

### ■ ■ ■ 3 戸別所得補償制度モデル対策(新たな制度がスタート) ■ ■ ■

**戸別所得補償モデル対策は、2つの事業から成り立っています。**

「水田利活用自給力向上事業」は麦や大豆、飼料作物、野菜など主食用の米以外の生産を行う販売農家に対し支援します。

「米戸別所得補償モデル事業」は米の生産数量目標に即した生産者に対し米の生産を支援します。

#### 戸別所得補償モデル対策の背景

わが国的主要課題である食糧自給率の向上に向け、水田を有効活用し、麦・大豆・加工用米・飼料用米等の戦略作物の生産と、意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

- これまで米の需給調整は転作作物への助成により推進してきましたが、この方法では需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受していました。
- 戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け、不公平感が解消します。
- 主食用米を作付けしない水田を余すことなく活用して、麦・大豆や米粉用・飼料用米などの生産を推進することで戦略的に自給率を向上します。

#### 1. 水田利活用自給力向上事業

水田を活用して、麦や大豆、新規需要米、加工用米、飼料作物、野菜などを生産する販売農家・集落営農を行う皆さんに助成されます。

##### (1) 交付対象者

- 米の生産数量目標(生産調整)の達成にかかわらず助成の対象となります。
- 「販売や捨てづくり」要件の達成が必要です。

- |                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 麦・大豆・加工用米、飼料用米等  | → 実需者と出荷販売契約の締結、収穫を行う。  |
| 飼料作物・WCS用稻       | → 畜産農家と利用供給協定の締結、収穫を行う。 |
| そば・なたね           | → 収穫を行う                 |
| その他作物(収穫・販売する作物) | → 収穫を行う。                |
| その他作物(地力増進作物など)  | → 通常の管理等を行う。            |

※「収穫を行う」、「通常の管理を行う」は、作業日誌等の記帳、保存が必要。

## (2) 交付単価

	作物	単価(10a当たり)
戦略作物	麦(小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦)	
	大豆(黒大豆を含む)	35,000円
	飼料作物	
	新規需要米(米粉用・飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稻)	80,000円
	そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物	① キャベツ、アスパラガス、ホウレンソウ、小松菜、ねぎ、わけぎ、広島菜、トマト、かぼちゃ、きゅうり、なす、ばれいしょ、だいこん、たまねぎ、いちご、ブロッコリー、ピーマン、きく、ぶどう	16,000円以内
	② ①、③以外の野菜、花き、果樹など	10,000円以内
	③ 花木、地力増進作物、景観形成作物	4,000円以内
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)		15,000円

※麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金を引き続き交付。

(21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円)

※不作付地(調整水田、保全管理)などについては、助成金が交付されません。

※詳細は、地域水田農業推進協議会にお問い合わせください。

## (3) 激変緩和措置

これまでの対策に比べて、助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講ずる。

## ア 単価設定の弾力的運用等

- ・その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略的作物への加算
- ・麦、大豆、飼料作物の間の単価調整
- ・二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

## イ 激変緩和調整枠の設定

- ・アの取り組みを行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

## 2. 米戸別所得補償モデル事業

米の生産数量目標(生産調整)に即して生産する販売農家・集落営農を行う皆さんに、主食用米作付面積当たり1万5千円が定額助成されます。

米の価格が下落した場合には、追加の補てんも行われます。

# がんばる農ひうしま

## (1) 交付対象者

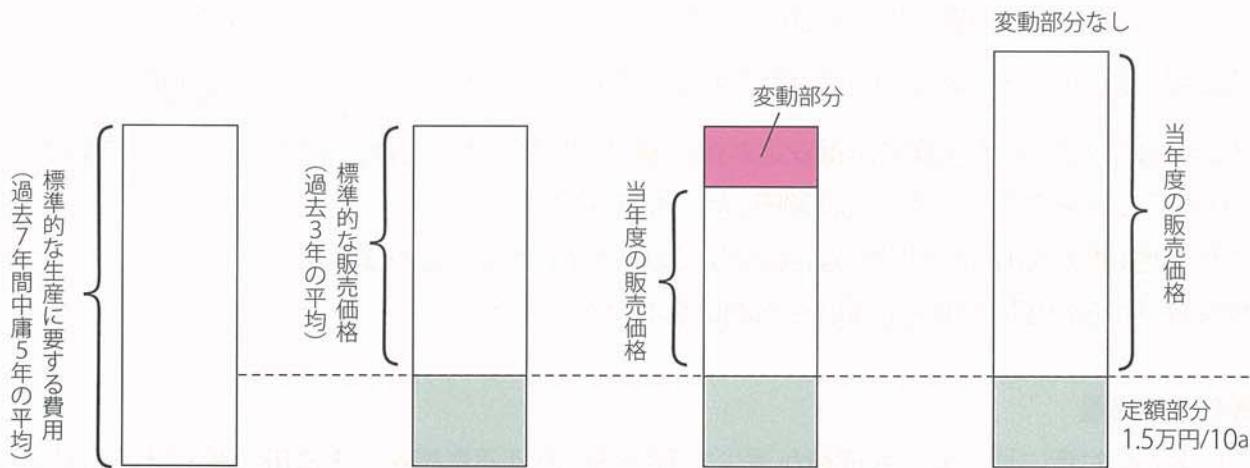
米の生産数量目標(生産調整)の範囲内で主食用米の生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は21年度の出荷・販売実績のあるもの。

※調整水田などの不作付地がある場合

不作付地となっている水田筆別(地番・面積)の改善計画の等を提出し、認定を受ける必要があります。

## (2) 交付単価

定額部分 (10a当り)	15,000円 (標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分の助成)
変動部分 (10a当り)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、 その差額を基に変動部分の交付単価を算定



## (3) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10aを差し引いた面積から算定

### 3. 加入申込みについて

交付金を受け取るには、加入の申込み書の提出(4月から6月)、交付申請書の提出(11月から12月)などが必要になります。

詳しくは、地域水田農業推進協議会・市町・JAにお問い合わせください。

## 4 いきいき元気に頑張るひろしまの農業フェア

1月27日(水)～2月3日(水)の1週間にわたり、広島市本通りにある「ひろしま夢ぷらざ」にて、「いきいき元気に頑張るひろしまの農業フェア」が開催されました。このイベントは、広島県農業経営者クラブ、広島県稻作経営者会議、広島県観光農業経営者協議会、広島県農業法人協会ならびに広島県集落法人連絡協議会の農業経営者組織5団体が初めて企画し、実践したものです。

11法人が店頭販売も含め約70品目を出展しました。法人からは、「販売よりも自社のPR・知名度アップを目的としており、その目標は達成できた」という声が届きました。また、ひろしま夢ぷらざに初めて出展する法人からは、「いい経験になった」との声も挙がりました。



【いきいき元気に頑張るひろしまの農業フェア看板】



【店頭販売】



【商品陳列①】



【商品陳列②】



【商品陳列③】



【商品陳列④】

## ■ ■ ■ 5 生産者の取り組み

「農業外企業参入法人が集落法人(特定農業法人)へ」

株式会社元気丸

株式会社元気丸は、尾道市御調町の建設会社(有)上田開発が平成20年1月同町で、①にんにく産地・尾道を目指す、②安全・安心な食べ物の生産(有機栽培)、③耕作放棄地の再生、④地域活性化と雇用の創出、を目的に設立し、ジャンボにんにくを栽培している農業生産法人です。

ジャンボにんにくは、通常のにんにくの4~5倍の大きさで生食としての販売に加え、食品加工され、焼き肉のたれ、餃子、コロッケ、ラーメン等に入れられ販売されています。

昨年9月には、同町の山岡地区の農用地利用規定で、地域の担い手として位置づけられ、集落法人の仲間入りをしました。

集積面積は、10.43ha、昨年10月中旬より約4.5haへ山岡地区住民が協力し、ジャンボにんにくの植え付けをしました。

山岡地区の住民からは、(株)元気丸上田 龍男氏のおかげで耕作放棄地の再生、農地維持と地域の活性化につながるとの喜びの声が挙がっています。



【(株)元気丸 代表取締役 上田龍男氏】



【左：ジャンボにんにく、右：通常の六片にんにく】



【尾道市御調町山岡地区のにんにくほ場】



【ジャンボにんにくの芽】

## 6 農業委員会の取り組み 広報紙で地域活動を支援 三原市農業委員会

三原市農業委員会は、市町合併(平成17年3月)を機に、平成17年11月に農業委員会だよりとして「みはらしふるさと便り」を創刊号として発行しています。

毎年2回、市内の全世帯に送っており、農業委員会の役割や地域の話題などを掲載しています。

編集委員は、農業委員の中から6名を選出し、記事内容について、編集企画会議を行っています。

紙面の3/4は農業委員が執筆しており、平成22年3月に発行した第10号は、三原市長に建議を行った内容など、農業委員会の取り組みを詳細に記載しています。



【みはらしふるさと便り 平成22年3月号】



【編集委員の皆さん】

「みはらしふるさと便り」は、三原市のホームページに載せており、幅広く農業委員会活動をPRしています。

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/shisei/kakuna/nou-iin/furusato10.pdf>

## 7 農業委員の取り組み 耕作放棄地解消活動の実践 庄原市農業委員さん

庄原市農業委員会会長の中谷憲登さんは、集落の不在地主の耕作放棄地を借り受け、同市の特産品であるサツマイモ「紅あずま」の栽培を始めて5年目を迎えています。

農業委員として耕作放棄地の解消と発生防止の呼びかけを行うなかで、地域を見わたすと、高齢化、担い手不足、農産物価格の低迷などの課題が叫ばれ、耕作放棄地の解消に向けた対策に踏み出せない現状です。



【下段左端が中谷さん】

# がんばる農ひろしま

中谷さんは、こうした現状を打破するには、まず農業委員自らが先導役として実践しないと地域も動き出さないとの思いから行動を起こしました。

重機を入れないと復元できなかったほどの耕作放棄地を蘇らせ、酒造メーカーとの契約栽培によるサツマイモ作りを始めたことで、集落の農家からもやってみようという者が増え、今ではサツマイモ部会が設立され、共同作業で効率化を図り、安定収入を得ながら農地を守る集落活動へと発展してきました。

## 8 女性パワー満開の女性農業委員リレー

広島県女性農業委員の会 副会長 鶩尾 仁子さん



ピオーネと、日本でいちばん月が美しく見える美術館で有名な三次市に住んでいます。兼業農家で米づくりをしていますが、畦の草刈りが私の担当です。

議会の推薦枠から農業委員になりましたが、農地制度や農業委員会の役割など知らないことばかりで、緊張の連続でした。

今年6年目を迎ますが、毎月行われる農業委員会が学習の場であり、先輩委員の暖かい声かけや指導が自信に繋がってきたように思います。

三次いきいき農業カルタを作つて小学校に配つたり、女性農業者と語る会に参加したり、JAのチャグリンキッズでうどん作りの手伝いをしたり、女性農業委員としてなにかをやらなければという思いで活動を続けてきました。

2年前から広島県女性農業委員の会が組織され、仲間に支えられながら共に活動できることが嬉しく、私自身ほっとしています。

女性の立場で、女性の声が届くように勇気を出していきたいと思っています。

## 9 地域で奮闘する担い手リレー

広島県農業法人協会 会長 有田 隆則さん

(有限会社有田園芸農場)



平成22年度政府予算案が衆議院で3月2日に可決され、年度内に予算成立する運びとなりました。この予算では、「戸別所得補償モデル事業」が注目を浴びる一方、同じく新たに始まる「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」にも、130億7千万円の予算が計上されました。

この「未来を切り拓く6次産業創出総合対策」は、農林水産業・農山漁村の有する資源を活用した地域ビジネスの展開、新産業の創出等を支援し、「農山漁村の6次産業化」を推進することを目的としています。

弊社においても、農産物の生産だけではなく、弊社自ら加工することにより付加価値を付けた商品を開発し、付加価値販売に取り組んでいきます。また、物流費の削減にも取り組んでおり、新たな物流システムの構築を目指しています。

現在、広島県農業法人協会には31社の農業法人等が参加しています。今年度は、コンサルタント会社から講師を招き、社員教育等の研修を行うとともに、アグリフードEXPOなどの商談会やひろしま夢ぷらざなどに積極的に出展し、実需者の動向やニーズの把握、販路開拓に努めました。

広島県農業法人協会では、随時会員を募集しています。消費が底冷えしている現在、景気が回復するにはまだまだ時間がかかると思われます。このような厳しい状況だからこそ、情報共有し、皆で知恵を出し合いながら、共にこの苦境を乗り越えて行きたいと考えています。

## 図書紹介

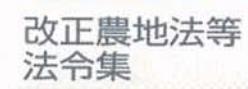
### 「農業生産法人手続きマニュアル」



図書コード 21-25  
定 價 3,500円

農業生産法人の設立から組織変更、清算結了までの必要な届出書などの作成例や記入例を交えて解説。  
06年会社法、09年改正農地法に対応。

### 「改正農地法等法令集《上巻》」



図書コード 21-33  
定 價 3,000円

平成21年12月15日に施行の改正農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、農業協同組合法(抄)を三段対照式で収録した法令集。

### 「改正農地法等法令集《下巻》」



図書コード 21-34  
定 價 3,000円

平成21年12月15日に施行された改正農地法等の法令集「《上巻》三段対照式法令編」に関連する農地法事務処理基準をはじめとする通知を収録。

### 「新・農地の法律がよくわかる百問百答」



図書コード 21-36  
定 價 2,000円

改正農地法・制度対応版。農地法、農業経営基盤強化促進法、市民農園に関する事項をQ&A形式でわかりやすく、また、幅広く解説。最新の統計資料と許可申請書も併せて掲載。

## 図書紹介

### 「新・農地の法律早わかり」



図書コード 21-37

定 価 800円

改正農地法・制度対応版。農地の売買や貸借、転用の手続き、農業法人の設立など農地法を柱に農業経営基盤強化促進法、農業振興地域の整備に関する法律、市民農園整備促進法などを分かりやすく解説。

### 「新・よくわかる農地の法律手続き」



図書コード 21-38

定 価 2,000円

改正農地法対応版。今回の改正で新しくなった申請書の記載例も収録。農地の法律手続きのうち、日常よく使われる農地の売買・貸借、転用、市民農園の開設などについてわかりやすくまとめた一冊。

※改正農地法等関係図書は、広島県農業会議のホームページ(<http://h-kaigi.jp/>)をご覧下さい。

## 編集後記

政権交代や農地法等改正など農業委員会等系統組織にとって、激動の平成21年度も残すところ僅かとなり、新政権により初めて編成された平成22年度政府予算案(過去最高の92兆2,992億円)も3月2日衆議院で可決され、年度内での予算成立が確定しました。

この政府予算案には、今回の農地制度改革を受けて、「今後、現場で農地制度の運用を担う農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整・農地の利用状況調査・農地基本台帳の整備・農地相談員の設置・改正農地法の周知などの活動を支援する」ために、前年度の倍額に近い107億円余の「農地制度実施円滑化事業」が組み込まれております。

政権交代により、なかなか予算関係情報が国から流れていらず、これらの平成22年度当初予算計上に至らなかった市町も多かったのではないかと思いますが、今後補正予算対応などしていただき、施行された改正農地法等の現場への円滑な定着と適正な執行に向け、農業委員会が果たすべき役割・機能はますます重要となっており、その重要性をしっかりと受け止め、新たな農地制度を通じて、地域の農地利用、農業の再生・強化を目指すために、農地制度実施円滑化事業を有効活用して、積極的にその役割・機能を果たしていくことが求められています。

そのためには、地域と密接につながる農業委員会が自らの役割・機能を真摯に受け止め、地域から目に見える活動、地域から信頼される取り組みを実践・記録・点検・検証しながら積み上げて行くことが基礎となります。

農業委員の皆さんには、このことを充分に理解いただき、非常に厳しい環境下にある農業・農村現場に最も近く頼りになる存在として、課題解決に向け、御活躍いただきますようお願いします。私共農業会議も皆様方とともに、全力で取り組んで参ります。